

第6期本庄市障害福祉計画

第2期本庄市障害児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月

本庄市

目次

第1章 障害福祉計画・障害児福祉計画の概要

第1節 基本的理念等.....	1
（1）はじめに.....	1
（2）根拠法令.....	1
（3）計画の基本理念.....	1
（4）計画の目的.....	2
（5）計画期間.....	2
（6）計画の推進体制.....	3
第2節 令和5年度の目標.....	4
（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	4
（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	6
（3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	7
（4）福祉施設から一般就労への移行等.....	8
（5）障害児支援の提供体制の整備等.....	10
（6）相談支援体制の充実・強化等.....	12
（7）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築... ..	13

第2章 サービス等の見込み量及びその確保方策

第1節 訪問系サービス.....	14
（1）各種サービスの概要.....	14
（2）サービス量の実績.....	15
（3）見込み量の考え方.....	15
第2節 日中活動系サービス.....	16
（1）各種サービスの概要.....	16
（2）サービス量の実績.....	17
（3）見込み量の考え方.....	18
第3節 居住系サービス.....	20
（1）各種サービスの概要.....	20
（2）サービス量の実績.....	21

(3) 見込み量の考え方.....	2 1
第4節 相談支援.....	2 2
(1) 各種サービスの概要.....	2 2
(2) サービス量の実績.....	2 2
(3) 見込み量の考え方.....	2 3

第3章 地域生活支援事業

第1節 地域生活支援事業の概要.....	2 4
第2節 各事業における確保の方策.....	2 5
(1) 理解促進研修・啓発事業.....	2 5
(2) 自発的活動支援事業.....	2 6
(3) 相談支援事業.....	2 7
(4) 成年後見制度利用支援事業.....	2 9
(5) 成年後見制度法人後見支援事業.....	3 0
(6) 意思疎通支援事業.....	3 1
(7) 日常生活用具給付等事業.....	3 2
(8) 手話奉仕員養成研修事業.....	3 4
(9) 移動支援事業.....	3 5
(10) 地域活動支援センター事業.....	3 6
(11) 訪問入浴サービス事業.....	3 7
(12) 日中一時支援事業.....	3 8
(13) 巡回支援専門員整備事業.....	3 9
(14) 社会参加支援事業.....	4 0
(15) 就業・就労支援事業.....	4 2
第3節 地域生活支援事業実績と見込み（総括表）.....	4 3

第4章 障害児支援事業

第1節 障害児通所支援.....	4 7
(1) 各種サービスの概要.....	4 7
(2) サービス量の実績.....	4 8
(3) 見込み量の考え方.....	4 9
第2節 障害児相談支援.....	5 0

(1) サービスの概要.....	50
(2) サービス量の実績.....	50
(3) 見込み量の考え方.....	50
○資料	51

第1章 障害福祉計画・障害児福祉計画の概要

第1節 基本的理念等

(1) はじめに

本計画の前計画である「第5期障害福祉計画」(以下「第5期計画」という。)及び「第1期障害児福祉計画」(以下「第1期計画」という。)は、市の障害者施策の基本計画である「第3次本庄市障害者計画」と一体的に策定されました。今回の計画策定は、「第3次本庄市障害者計画」については平成30年度から令和5年度を計画期間として継続しているなかで、第5期計画及び第1期計画について、令和3年度から令和5年度の障害福祉サービス提供量を実績にあわせて更新したものとなっています。また、サービス提供体制の確保に関する目標設定については、国及び県の方針を踏まえて、内容を更新しています。

(2) 根拠法令

障害福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)」第88条の規定に基づき、障害福祉サービス提供体制の確保に関する計画について策定するものです。また、障害児福祉計画は「児童福祉法(昭和22年法律第164号)」第33条の20の規定に基づき、障害児通所支援の提供体制の確保等に関する実施計画として策定するものです。

(3) 計画の基本理念

計画の策定にあたっては、市の障害福祉政策の基本計画となる「第3次本庄市障害者計画」の基本理念「みんなが輝く共生のまち本庄」を念頭に置き、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年更生労働省告示第395号)」(以下「基本的な指針」という。)に基づき、次に掲げる点に配慮することとします。

- ①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

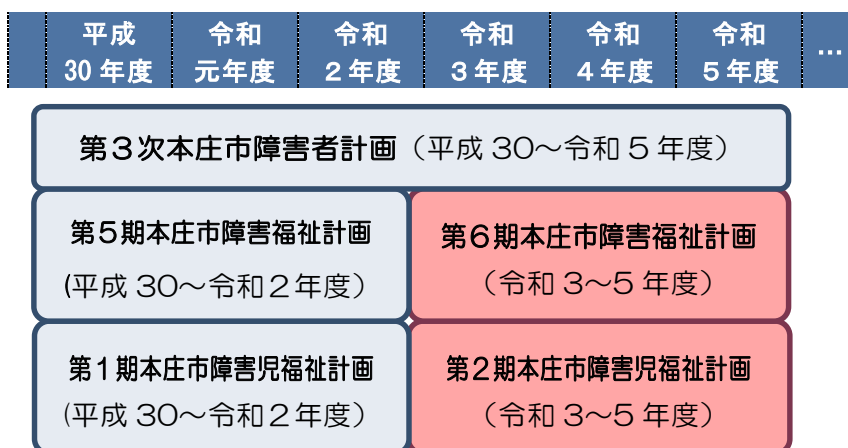
- ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤障害児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥障害福祉人材の確保
- ⑦障害者の社会参加を支える取組

(4) 計画の目的

本計画は、障害者計画と一体として調和のとれた実施計画として策定した第5期計画及び第1期計画が計画期間を終了することを受け、計画期間内の実績及び国の「基本的な指針」の改正内容を踏まえた実施計画を策定し、本市における障害福祉サービス等の提供体制の確保及び障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施、また、障害児通所支援等の提供体制の確保及び円滑な実施を図ることを目的としています。

(5) 計画期間

本計画期間は令和3年度から令和5年度までの3年間となります。次回の策定時には市の障害者施策の基本計画となる障害者計画とともに一体的な見直しを図ります。



(6) 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、障害福祉サービス等の提供体制等を定期的に確認することとし、本庄市障害者施策推進協議会において第3次本庄市障害者計画とともに進捗状況の管理・見直しを適宜行い、円滑な事業実施に努めます。

また、障害福祉サービス等の提供体制の確保にあたっては、関係機関との連携が欠かせないため、児玉郡市障害者自立支援協議会を活用し、本庄市、美里町、神川町及び上里町（以下「児玉郡市」という。）における事業の共同推進や障害福祉に関わる関係団体等との連携を強化し、地域での障害福祉サービスの向上を図ります。

第2節 令和5年度の目標設定

本計画では、「第3次本庄市障害者計画」、国の「基本的な指針」及び埼玉県の策定方針に沿うことを基本として、地域の実情に鑑み、令和5年度における障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標を次の通り設定します。

なお、令和2年度の見込み値において減少幅が大きい事業がありますが、新型コロナウイルス感染症による外出自粛、イベント中止等の影響が考えられます。そこで、計画値についてはこれらの影響に配慮した数値としています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

■国の基本指針

○令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することと、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

■埼玉県の考え方

本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況であることから、削減数の数値目標は設定しない。

■目標設定にあたっての考え方

第5期計画の本市における福祉施設から地域生活への移行者数は、実績無しで推移しています。一方で、現在施設に入所している人は重度障害である等の理由により自宅で介護することが困難な人が多いこと、また、新規の施設入所者数が増加していることにより令和2年度における施設入所者数は、104人となる見込みです。また、県全体でも、施設入所の待機者が多くいる状態であり、県としても必要な施設整備を進める意向を示しています。

このため、施設入所者の削減については、埼玉県の考え方を踏まえ、本計画においては、数値目標を設定しないこととしますが、障害のある人及び家族の意向を尊重した生活の場を確保できるよう引き続き支援を行っていきます。

なお、施設入所から地域生活への移行には地域社会の障害に対する理解が欠かせないため、理解啓発促進の取組を進めていきます。

■施設入所者数等の推移■

(単位：人)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年 (推計値)
施設入所者数 (各年度末)	101	104	105	104	104
地域生活移行者数	2	0	0	0	0
新規の施設入所 支援者数	6	5	4	5	5

■数値目標■

令和元年度末時点の入所者数	令和 5 年度末時点の入所者数 【目標値】
104人	設定しない
	地域生活への移行割合 【目標値】
	6.0%
	地域生活移行者数 【目標値】
	6人
	施設入所者の削減割合 【目標値】
	設定しない
	施設入居者の削減数 【目標値】
	設定しない

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■国の基本指針

- 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があることから、整備状況の評価指標として、目標値を設定する。精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
- 地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、一年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、別に定める計算式により算定した令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上・未満)を目標値として設定する。
- 地域における保健、医療、福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、入院中の精神障害のある人の退院に関する目標値として、入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については86%以上とし、入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

■埼玉県の考え方

国の基本指針に沿った考え方を基本とする。

■目標設定にあたっての考え方

第5期計画期間内には、設置に向けた協議が整わず、地域包括ケアシステムの構築には至っていません。引き続き、令和5年度までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを念頭に、地域の実情に合った精神障害者の支援体制の整備について検討していきます。

そのなかで、長期入院患者の実情を踏まえ、目標値の設定について検討します。

■成果目標■

令和元年度末時点の設置状況	令和5年度末時点の設置状況
検討中	設置済

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

■国の基本指針

○地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

■埼玉県の考え方

国の基本指針に沿った考え方を基本とする。

■目標設定にあたっての考え方

障害のある人の高齢化、重度化や親亡き後については、全国共通の課題となっています。地域生活支援拠点等に求められる機能のうち、特に実際に需要のある緊急時の対応が可能な施設入所支援を実施できる施設を確保できるよう引き続き児玉郡市において地域生活支援拠点等の面的整備を含め関係機関と協議を進めていきます。

■成果目標■

令和元年度末時点の設置状況	令和5年度末時点の設置状況
検討中	設置済

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

■国の基本指針

- 令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。また、就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。
- 就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。さらに、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

■埼玉県の考え方

国の基本指針に沿った考え方を基本とする。

■目標設定にあたっての考え方

第5期計画における市内における就労移行等に関する実績は以下のとおりです。

■福祉施設からの一般就労者数等の推移■

(単位：人、事業所)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年 (推計値)
福祉施設からの一般就労移行者数	9	12	8	5	3
就労移行支援事業利用者数	38	32	30	33	33
就労継続支援A型一般就労移行者数	0	0	0	0	0
就労継続支援B型一般就労移行者数	0	1	0	2	1
就労定着支援事業利用者数	—	—	9	12	15
就労移行支援事業所(ア)	1	2	2	2	2
上記(ア)のうち就労定着率が8割以上の事業所数	1	1	1	1	1

就労を希望する障害のある人が一般就労につながるように、児玉郡市障害者自立支援協議会の就労支援部会を中心として児玉郡市障がい者就労支援センターやその他の就労支援事業所等の関係機関との連携を図るとともに、福祉施設における就労支援の強化や、就労移行支援事業を活用した福祉施設から一般就労への移行促進に取り組みます。市内の事業所だけでなく、近隣の就労移行支援事業所とも連携することで、様々なニーズに対応し、更なる一般就労への移行を目指します。

また、福祉施設から一般就労への移行のみならず、離職者や特別支援学校卒業者に対する就労の支援、また就労の継続に向けた支援の充実を目指します。障害のある人本人の状況や保護者の意向を十分に勘案しつつ、障害のある人の就労支援強化等を図ります。

■成果目標■

令和元年度一般就労移行者数	取組推進	令和5年度一般就労移行者数
5人	→	6人
(就労移行支援事業)	取組推進	(就労移行支援事業)
令和元年度一般就労移行者数	→	令和5年度一般就労移行者数
0人		1人
(就労継続支援A型)	取組推進	(就労継続支援A型)
令和元年度一般就労移行者数	→	令和5年度一般就労移行者数
0人		1人
(就労継続支援B型)	取組推進	(就労継続支援B型)
令和元年度一般就労移行者数	→	令和5年度一般就労移行者数
2人		4人
		令和5年度一般就労移行者数のうち就労定着支援事業利用者数
		4人

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

■国の基本指針

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- 令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 令和5年度末までに、主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- 令和5年度末までに、県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

■埼玉県の考え方

国の基本指針に沿った考え方を基本とする。

■目標設定にあたっての考え方

第1期計画における障害児支援のサービスについては、提供事業所の充実や周知によりサービス利用者が増加している現状にあります。引き続き障害児通所支援等の専門的なサービス提供体制の確保及び将来自立した生活を送るために適切な療育・教育を確保する観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障害のある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

■成果目標■

項目	令和5年度の目標値等	備考
児童発達支援センターの設置数	1箇所	児玉郡市での設置
保育所等訪問支援体制の構築	実施	
主に重度心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所の設置数	1箇所	児玉郡市での設置

主に重症心身障害児を支援する放課後等 デイサービス事業所の設置数	1箇所	児玉郡市での設置
医療的ケア児が適切な支援を受けられる ための関係機関の協議の場の設置数	1箇所	児玉郡市での設置
医療的ケア児に対する関連分野の支援を 調整するコーディネーターの配置	実施	児玉郡市での設置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

■国の基本指針

○相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、基本指針別表第一の九の表各項に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

■埼玉県の考え方

国の基本指針に沿った考え方を基本とする。

■目標設定にあたっての考え方

第5期計画においては児玉郡市において共同で相談支援を障害種別ごとに委託して実施しており、専門職員の配置により機能強化を図っています。さらに、地域における相談支援体制を強化するために、現在の相談支援体制の機能を充実し、継続的に専門的相談支援を実施できるよう自立支援協議会の相談支援部会等を中心として、各事業所の連携や人材の育成を図っていきます。また、基幹相談支援センター等の体制については、現状の相談支援事業の機能強化を中心として、必要な機能を整備するよう検討を進めます。

■成果目標■

項目	令和5年度の目標値等	備考
総合的・専門的な相談支援の実施	実施	児玉郡市での実施
相談支援事業者への専門的な指導・助言の実施	実施	児玉郡市での実施
相談支援事業者の人材育成の支援の実施	実施	児玉郡市での実施
相談機関との連携強化の取組の実施	実施	児玉郡市での実施
基幹相談支援センター等の体制整備	実施	児玉郡市での実施

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■国の基本指針

○市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要な障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。

■埼玉県の考え方

国の基本指針に沿った考え方を基本とする。

■目標設定にあたっての考え方

市の職員は県が開催する研修には参加し、障害者総合支援法の適正な理解に努めております。今後は、各事業所が個別に実施する研修のほかに、地域の相談支援体制の強化や連携強化等の取組を行う基幹相談支援センターの設置について協議し、障害福祉サービスの質の向上を図ります。また、児玉郡市障害者自立支援協議会では障害福祉サービスの提供状況について検証し、適宜真に求められるサービスの提供に努めます。

■成果目標■

項目	令和5年度の目標値等	備考
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加	有	
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析・活用する体制の有無	有	

第2章 サービス等の見込み量及びその確保方策

第1節 訪問系サービス

(1) 各種サービスの概要

訪問系サービスに含まれる各サービスの内容は以下のとおりです。

■サービスの内容■

サービス名	サービスの内容
①居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。 障害のある人の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。
②重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。 このサービスでは、生活全般について介護サービスを提供することで、常に介護が必要な重い障害のある人でも、在宅での生活が続けられるように支援します。
③行動援護	行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。 障害の特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障害や精神障害のある人の社会参加と地域生活を支援します。
④同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害のある人が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。 単に利用者が行きたいところに連れて行くだけでなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担う、視覚障害のある人の社会参加や地域生活において無くてはならないサービスです。
⑤重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。 このサービスでは、様々なサービスを組み合わせて手厚く提供することにより、たとえ最重度の障害のある人でも安心して地域での生活が続けられるよう支援します。

(2) サービス量の実績

第5期計画期間におけるサービス量の実績は以下のとおりです。訪問系サービスは障害のある人の地域での自立した生活を支える必要不可欠なサービスです。施設での支援を希望される方も多く、実績値では利用者数は微減となっています。

■サービス量の実績■

単位	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
平均利用時間 (時間/月)	753	757	725
平均利用者数 (人/月)	59	58	57

(3) 見込み量の考え方

計画期間におけるサービス量の見込みは以下のとおりです。訪問系サービスの利用については一定の需要があるものと見込みます。平成30年度の障害者総合支援法の改正により、重度訪問介護での医療機関に入院した者への支援が可能となったため、重度訪問介護における利用も含めて見込み量を設定します。

■サービス量の見込み■

単位	見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
平均利用時間 (時間/月)	754	754	754
平均利用者数 (人/月)	58	58	58

【確保の方策】

今後も専門的な知識・技術を有する民間事業者による適切なサービスの確保を図るとともに、各関係機関との連携によるサービスの情報提供に努めます。

第2節 日中活動系サービス

(1) 各種サービスの概要

日中活動系サービスに含まれる各サービスの内容は以下のとおりです。

■サービスの内容■

サービス名	サービスの内容
①生活介護	障害者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
②自立訓練（機能訓練）	身体障害のある人または難病を患っている人などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
③自立訓練（生活訓練）	知的障害または精神障害のある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
④就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害のある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じ、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
⑤就労継続支援（A型）	企業等に就労することが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
⑥就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。 このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった人は、就労継続支援（A型）や一般就労への移行を目指します。

サービス名	サービスの内容
⑦就労定着支援	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
⑧療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障害のある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に関わるものを療養介護医療として提供します。 このサービスでは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供します。
⑨短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。 このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っています。

(2) サービス量の実績

第5期計画期間における日中活動系サービスの実績は以下のとおりです。就労移行支援、就労継続支援（B型）、就労定着支援について利用が伸びています。

■サービス量の実績■

サービス	単位	実績		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
生活介護	延べ利用日数 (人日/月)	3,483	3,489	3,525
	平均利用者数 (人/月)	173	172	170
自立訓練 (機能訓練)	延べ利用日数 (人日/月)	54	19	1
	平均利用者数 (人/月)	4	2	1
自立訓練 (生活訓練)	延べ利用日数 (人日/月)	42	48	48
	平均利用者数 (人/月)	2	3	3
就労移行支援	延べ利用日数 (人日/月)	385	378	380
	平均利用者数 (人/月)	34	41	24

サービス	単位	実績		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
就労継続支援 (A型)	延べ利用日数 (人日/月)	50	104	75
	平均利用者数 (人/月)	8	8	2
就労継続支援 (B型)	延べ利用日数 (人日/月)	2,496	2,562	2,720
	平均利用者数 (人/月)	168	178	164
就労定着支援	延べ利用日数 (人日/月)	6	6	26
	平均利用者数 (人/月)	9	9	14
療養介護	平均利用者数 (人/月)	10	11	10
短期入所 (福祉型)	延べ利用日数 (人日/月)	139	161	82
	利用者数 (人/月)	13	14	4
短期入所 (医療型)	延べ利用日数 (人日/月)	10	20	7
	利用者数 (人/月)	2	2	1

(3) 見込み量の考え方

計画期間におけるサービス量の見込みは以下のとおりです。自立訓練（機能訓練・生活訓練）、短期入所（福祉型）などは継続して見込みます。また、就労支援は全体的に利用ニーズも多いことを踏まえ、利用増を見込みます。

■サービス量の見込み■

サービス	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	延べ利用日数 (人日/月)	3,612	3,612	3,612
	平均利用者数 (人/月)	172	172	172
自立訓練 (機能訓練)	延べ利用日数 (人日/月)	18	18	18
	平均利用者数 (人/月)	2	2	2

サービス	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 (生活訓練)	延べ利用日数 (人日/月)	54	54	54
	平均利用者数 (人/月)	3	3	3
就労移行支援	延べ利用日数 (人日/月)	396	468	552
	平均利用者数 (人/月)	33	39	46
就労継続支援 (A型)	延べ利用日数 (人日/月)	114	114	114
	平均利用者数 (人/月)	6	6	6
就労継続支援 (B型)	延べ利用日数 (人日/月)	2,720	2,880	3,040
	平均利用者数 (人/月)	180	191	202
就労定着支援	平均利用者数 (人/月)	17	26	39
療養介護	平均利用者数 (人/月)	11	11	11
短期入所 (福祉型)	延べ利用日数 (人日/月)	210	210	210
	平均利用者数 (人/月)	14	14	14
短期入所 (医療型)	延べ利用日数 (人日/月)	16	16	16
	平均利用者数 (人/月)	2	2	2

【確保の方策】

今後も専門的な知識・技術を有する民間事業者による適切なサービスの確保を図るとともに、各関係機関との連携によるサービスの情報提供に努めます。

第3節 居住系サービス

(1) 各種サービスの概要

居住系サービスに含まれる各サービスの内容は以下のとおりです。

■サービスの内容■

サービス名	サービスの内容
①自立生活援助	集団生活ではなく一人暮らしを希望する障害者のうち、知的障害や精神障害により理解力や生活力などが十分でなく、一人暮らしができない人のために、定期的な巡回訪問による生活の確認や必要な助言を行います。また、利用者からの相談・要請に応じて訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。
②共同生活援助 (グループホーム)	障害のある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。
③施設入所支援	施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。 生活介護などの日中活動とあわせて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障害のある人の日常生活を一体的に支援します。
④地域生活拠点等	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

(2) サービス量の実績

第5期計画における居住系サービスの実績は以下のとおりです。施設入所支援については、県内での施設入所待機者が多いため新規入所が困難な状態となっています。

■サービス量の実績■

サービス	単位	実績		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計値)
自立生活援助	平均利用者数 (人/月)	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	平均利用者数 (人/月)	78	81	81
施設入所支援	平均利用者数 (人/月)	105	104	104
地域生活拠点等	整備数	0	0	0

(3) 見込み量の考え方

計画期間におけるサービス量の見込みは以下のとおりです。共同生活援助については、障害のある人の地域生活を支援する観点から利用増を見込みます。

また、地域生活支援拠点等は児玉郡市地域で必要とされる機能について整備を進めることを検討していきます。

■サービス量の見込み■

サービス	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	平均利用者数 (人/月)	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	平均利用者数 (人/月)	101	103	105
施設入所支援	平均利用者数 (人/月)	105	105	105
地域生活拠点等	整備数	0	0	1

【確保の方策】

今後も専門的な知識・技術を有する民間事業者による適切なサービスの確保を図るとともに、各関係機関との連携によるサービスの情報提供に努めます。

第4節 相談支援

(1) 各種サービスの概要

相談支援に含まれる各サービスの内容は以下のとおりです。

■サービスの内容■

サービス名	サービスの内容
①計画相談支援	サービス等利用計画の作成、計画の見直し、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
②地域移行支援	退所・退院後の住居の確保その他の地域生活へ移行するための活動に関する相談等を行います。
③地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障害の特性が原因で生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を図ります。

(2) サービス量の実績

第5期計画における相談支援の実績は以下のとおりです。

■サービス量の実績■

サービス	単位	実績		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計値)
計画相談支援	平均利用者数 (人)	323	363	389
地域移行支援	平均利用者数 (人)	0	0	0
地域定着支援	平均利用者数 (人)	0	0	0

(3) 見込み量の考え方

計画期間におけるサービス量の見込みは以下のとおりです。計画相談支援については、引き続き計画相談導入率の向上を図ることとし、利用増を見込みます。また、地域移行支援、地域定着支援については利用実績はありませんでしたが、障害のある人の地域生活を支援する観点から利用を見込みます。

■ サービス量の見込み ■

サービス	単位	見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	平均利用者数 (人)	394	433	476
地域移行支援	平均利用者数 (人)	4	4	4
地域定着支援	平均利用者数 (人)	4	4	4

【確保の方策】

今後も専門的な知識・技術を有する民間事業者による適切なサービスの確保を図るとともに、各関係機関との連携によるサービスの情報提供に努めます。利用者の増加を促進するために計画相談の周知や受入体制の構築について児玉郡市障害者自立支援協議会とともに検討していきます。

第3章 地域生活支援事業

第1節 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業とは、市区町村と都道府県が独自に行うサービスで、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、市が計画的に事業を実施するものです。本事業は、障害のある人の福祉の増進を図るとともに、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目指しています。

本市では、次に示す15事業の実施、あるいは実施に向けた検討を行っており、第6期障害福祉計画においても、引き続き各事業における取り組みを進めていきます。

また、(4)及び(5)については、判断能力の十分でない障害のある人の権利を守るため、成年後見制度利用促進基本計画を本計画と一体的に策定するものとし、地域生活支援事業を活用した総合的な支援体制の整備を図ります。

■本庄市が実施する地域生活支援事業■

(1) 理解促進研修・啓発事業	(9) 移動支援事業
(2) 自発的活動支援事業	(10) 地域活動支援センター事業
(3) 相談支援事業	(11) 訪問入浴サービス事業
(4) 成年後見制度利用支援事業	(12) 日中一時支援事業
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	(13) 巡回支援専門員整備事業
(6) 意思疎通支援事業	(14) 社会参加支援事業
(7) 日常生活用具給付等事業	(15) 就業・就労支援事業
(8) 手話奉仕員養成研修事業	

※成年後見制度利用促進基本計画との関連について

成年後見制度利用促進基本計画とは、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という）第12条に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるもので、国が講じている成年後見制度利用促進の最も基本的な計画として位置づけられているものです。

促進法第23条において、市町村は国の基本計画を勘案し、市における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な施策を定めるよう努めるものとされています。

第2節 各事業における確保の方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」が除去されるよう、障害のある人への理解を深めるため、研修・啓発を行います。

【事業の実績と見込み】

障害のある人や障害に対する理解や対応についての学習の場を設けることを目的として、本庄保健所と共催で、発達障害に関する講演会等を開催しました。市広報等で周知を図り、対象者も本庄保健所管内としたことで広域的な住民の参加がありました。

実績を考慮して、3年間の事業実施について見込みます。

■事業の実施状況■

事業名	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計値)
	理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実績値	実施	中止
		計画値	実施	実施	実施

■事業の見込み■

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施

【確保の方策】

今後もテーマの設定等に工夫をし、障害のある人への理解をより深める講座の開催に努めます。また、引き続き広報・リーフレット等を活用して「障害者差別解消法」の周知に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

【事業の実績と見込み】

令和2年度より、「自発的活動支援事業補助金」を設置し、地域における自発的な活動の支援を進めています。

実績を考慮して、3年間の事業実施について見込みます。

■事業の実施状況■

事業名	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計値)
	自発的活動支援事業	実施の有無	実績値	未実施	未実施
計画値			検討	検討	実施

■事業の見込み■

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

【確保の方策】

障害のある人、その家族、地域住民等の自発的活動について、実施団体等への補助事業を通して支援を行います。制度の活用に向けて関係団体等への周知に努めます。

(3) 相談支援事業

■サービスの内容■

サービス名	サービスの内容
①障害者相談支援事業	障害のある人等の福祉に関する様々な問題について障害のある人等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止、及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人の権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。
②基幹相談支援センター	総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。
③基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。
④住宅入居等支援事業	公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居困難な障害のある人を支援する事業で、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言などを行います。

【事業の実績と見込み】

身体・知的・精神の障害別に相談支援事業を児玉郡市の共同委託で実施しています。事業内容としては、①福祉サービスの利用援助、②社会資源を利用するための支援、③社会生活力を高めるための支援、④ピアカウンセリング、⑤権利擁護のために必要な援助、⑥専門機関の紹介などを継続的に実施するための体制の確保です。

計画期間において実施箇所数の変更は見込んでいませんが、令和5年度までに基幹相談支援センターの機能設置を含む相談支援事業の充実に向けて引き続き検討していきます。

相談支援事業の実施主体

- 身体：障害者生活支援センターさわやか（社会福祉法人友愛会）
- 知的：障害者生活支援センターさわやか（社会福祉法人梨花の里）
- 精神：障害者生活支援センターみさと（社会福祉法人美里会）

■事業の実施状況■

事業名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (推計値)	
障害者相談支援事業	実施 箇所数	実績値	3	3	3	
		計画値	3	3	3	
	(身体障害者)	実施 箇所数	実績値	1	1	1
	(知的障害者)	実施 箇所数	実績値	1	1	1
(精神障害者)	実施 箇所数	実績値	1	1	1	
基幹相談支援センター	設置の 有無	実績値	検討	検討	検討	
		計画値	検討	検討	実施	
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の 有無	実績値	実施	実施	実施	
		計画値	実施	実施	実施	
住宅入居等支援事業	実施の 有無	実績値	検討	検討	検討	
		計画値	検討	検討	実施	

■事業の見込み■

事業名	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害者相談支援事業	実施箇所数	3	3	3
(身体障害者)	実施箇所数	1	1	1
(知的障害者)	実施箇所数	1	1	1
(精神障害者)	実施箇所数	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	検討	検討	実施
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施の有無	検討	検討	実施

【確保の方策】

障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業は、児玉郡市での共同事業として委託により実施しており、第6期計画でも同様に実施します。

基幹相談支援センターについては、児玉郡市障害者自立支援協議会を中心に検討を進めていきます。

住宅入居等支援事業については、障害者相談支援事業、基幹相談支援センター事業等と一体的な実施について検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害のある人の権利擁護の観点から、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害のある人又は精神障害のある人に対し、申立に要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。

【事業の実績と見込み】

事業の実施状況と見込みは以下の通りです。単身者の増加や家族の高齢化への対応により、今後は制度の利用が増える見込みです。

■事業の実施状況■

事業名	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計値)
成年後見制度利用支援 事業	件/年	実績値	2	1	3
		計画値	3	4	5

■事業の見込み■

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援 事業	件/年	6	7	8

【確保の方策】

成年後見制度担当部署等関係機関と連携を図り、制度周知のためのパンフレットの配布等と合わせて実施していきます。

国から新たな施策や方針が示された場合でも柔軟に対応し、権利行使に不安のある障害のある人等の権利を擁護し、必要なサービスが行き届くよう、関係機関との連絡調整を図りながら、制度の周知と利用促進を図ります。あわせて、中核機関となる成年後見センター（仮）について周知に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するとともに、法人後見活動を支援します。

【事業の実績と見込み】

事業の実施状況と見込みは以下の通りです。

■事業の実施状況■

事業名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (推計値)
成年後見制度法人後見 支援事業	実施の 有無	実績値	未実施	未実施	実施
		計画値	検討	検討	実施

■事業の見込み■

事業名	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度法人後見 支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

【確保の方策】

障害・高齢者・地域福祉の観点から関係機関と十分な連携を図り、活動を支援する方策を検討します。

また、関係課において令和 2 年度からは法人向け成年後見制度研修を開始し、法人後見事業の充実を図ります。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に、障害のある人とその他の人の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

【事業の実績と見込み】

事業の実施状況と見込みは以下のとおりです。手話通訳派遣事業の利用件数は減少傾向が見られますが、今後も聴覚に障害のある人の意思疎通支援に欠かせない事業であることを考慮して継続して見込みます。

■事業の実施状況■

事業名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (推計値)
手話通訳者派遣事業	件／月	実績値	99	76	49
		計画値	100	109	118
要約筆記者派遣事業	件／年	実績値	1	0	1
		計画値	1	1	1
手話通訳者設置事業	実施の有無	実績値	検討	検討	検討
		計画値	検討	検討	検討

■事業の見込み■

事業名	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話通訳者派遣事業	件／月	87	87	87
要約筆記者派遣事業	件／年	1	1	1
手話通訳者設置事業	実施の有無	検討	検討	検討

【確保の方策】

平成 30 年 4 月 1 日施行の本庄市手話言語条例では、手話を使いやすい環境整備を行うことを基本理念としており、市の責務として、手話通訳者派遣事業の充実を図ります。より利用しやすい派遣事業となるよう、ICT機器の活用等も含め検討します。

また、手話通訳者の設置については、引き続き進展するICT環境を考慮しながら設置の在り方について検討します。

(7) 日常生活用具給付等事業

障害のある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付、または貸与することにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進を図ります。

【事業の実績と見込み】

事業の実施状況と見込みは以下の通りです。実績を基に見込みますが、年度による利用量の変動が大きいため、引き続き情報収集に努め、量及び種類において適切な用具の給付を行います。

■事業の実施状況■

事業名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (推計値)
①介護・訓練支援用具	件/年	実績値	6	2	8
		計画値	5	5	5
②自立生活支援用具	件/年	実績値	12	10	8
		計画値	13	15	16
③在宅療養等支援用具	件/年	実績値	3	5	8
		計画値	7	7	7
④情報・意思疎通支援用具	件/年	実績値	17	21	4
		計画値	36	44	53
⑤排泄管理支援用具	件/年	実績値	1,652	1,906	1,600
		計画値	1,624	1,645	1,666
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	実績値	3	1	0
		計画値	2	2	2

■事業の見込み■

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①介護・訓練支援用具	件／年	6	6	6
②自立生活支援用具	件／年	10	10	10
③在宅療養等支援用具	件／年	6	6	6
④情報・意思疎通支援用具	件／年	14	14	14
⑤排泄管理支援用具	件／年	1,720	1,720	1,720
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件／年	2	2	2

【確保の方策】

今後もニーズ等の情報収集に努め、適切な給付を継続して行っていきます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員を養成します。

【事業の実績と見込み】

事業の実施状況と見込みは以下の通りです。児玉郡市で共同して委託していますが、近年は申込者の3分の2程度が本庄市在住者となっている現状を踏まえて見込みます。

■事業の実施状況■

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計値)	
手話奉仕員養成研修事業	人/年	実績値	30	20	15
		計画値	30	30	30

■事業の見込み■

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	20	20	20

【確保の方策】

入門編と基礎編を隔年で開催しています。今後も計画的に講座を開催し、現在と同程度の規模で継続していく見込みです。今後は、研修を修了した人の登録制度等、地域での活躍に向けた取り組みについても検討していきます。

(9) 移動支援事業

一人で外出するのが困難な障害のある人等の余暇活動等の社会参加のために、外出の際の移動の支援を行います。

【事業の実績と見込み】

事業の実施状況と見込みは以下の通りです。行動援護等への移行も考慮しますが、継続して見込みます。

■事業の実施状況■

事業名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (推計値)
移動支援事業	実利用 人数 人／年	実績値	14	9	9
		計画値	13	13	13
	延べ利用 時間 時間／年	実績値	817	882	754
		計画値	1,371	1,371	1,371

■事業の見込み■

事業名	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
移動支援事業	実利用人数 人／年	11	11	11
	延べ利用時間 時間／年	880	880	880

【確保の方策】

サービス提供量を増やし、利用者の利便性の向上を図るため、登録事業所にサービス提供に応じ補助金を交付し、事業の支援を行います。

(10) 地域活動支援センター事業

障害のある人等の地域生活を支援するために、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な便宜供与を行います。

【事業の実績と見込み】

事業の実施状況と見込みは以下の通りです。事業所数は継続、利用者数は定員のとおりで見込みます。

■事業の実施状況■

事業名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (推計値)
	地域活動支援センター (自市町村分)	実施 箇所数	実績値	2	2
計画値			2	2	2
実利用 人数 人/年		実績値	28	26	30
		計画値	39	39	39
地域活動支援センター (他市町村分)	実施 箇所数	実績値	1	1	1
		計画値	1	1	1
	実利用 人数 人/年	実績値	12	14	2
		計画値	20	20	20

■事業の見込み■

事業名	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域活動支援センター (自市町村分)	実施箇所数	2	2	2
	実利用人数 人/年	39	39	39
地域活動支援センター (他市町村分)	実施箇所数	1	1	1
	実利用人数 人/年	20	20	20

【確保の方策】

今後も、ダイケアひまわり（身体障害者・知的障害者）、みさと（精神障害者）、ポノポノ（精神障害者）の3箇所を実施します。精神障害者対象の2箇所については、児玉郡市での共同事業として委託で行います。

(11) 訪問入浴サービス事業

入浴が困難な在宅の身体障害のある人に、訪問により居宅において移動入浴車又は浴槽を利用して入浴サービスを行います。

【事業の実績と見込み】

事業の実施状況と見込みは以下の通りです。利用者が増加傾向にあります。現在利用していない障害のある人についても高齢化等により家族による入浴介助が困難になることを想定し、今後も利用は継続するものと見込みます。

■事業の実施状況■

事業名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (推計値)
訪問入浴サービス	回／年	実績値	2 4 8	2 6 1	2 6 4
		計画値	3 1 3	3 4 7	3 8 5

■事業の見込み■

事業名	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
訪問入浴サービス	回／年	2 8 8	2 8 8	2 8 8

【確保の方策】

専門的な知識・技術を有する事業所に委託することで、適切なサービスを継続して提供します。

(12) 日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。

【事業の実績と見込み】

事業の実施状況と見込みは以下の通りです。レスパイトケアとしての利用も考慮して継続して見込みます。

■事業の実施状況■

事業名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (推計値)
日中一時支援事業	人／年	実績値	19	29	24
		計画値	20	20	24

■事業の見込み■

事業名	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
日中一時支援事業	人／年	24	24	24

【確保の方策】

サービス提供量を増やし、利用者の利便性の向上を図るため、登録事業所にサービス提供に応じ補助金を交付し、事業の支援を行います。

(13) 巡回支援専門員整備事業

発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回支援を実施し、発達障害児の早期発見を行うとともに、保護者や職員に対し、個々の特徴にあった支援の方法などを助言します。

【事業の実績と見込み】

事業の実施状況と見込みは以下の通りです。巡回相談、1年生巡回、5歳児相談等を行っています。実績に応じて訪問回数を見込みます。

■事業の実施状況■

事業名	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計値)
巡回支援専門員 整備事業	延べ訪問 回数 回/年	実績値	117	121	121
		計画値	178	178	178

■事業の見込み■

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
巡回支援専門員 整備事業	延べ訪問回数 回/年	121	121	121

【確保の方策】

多くの子どもの支援が行えるよう、引き続き事業の充実を図ります。

(14) 社会参加支援事業

障害のある人の自立や社会参加を促進するため、様々な環境整備、各種支援を行っていくことが必要です。地域の障害のある人のニーズを把握し、効果的な実施を図っています。

【事業の実績と見込み】

事業の実施状況と見込みは以下の通りです。実績をもとに継続して見込みます。

■事業の実施状況■

事業名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (推計値)
①スポーツ、文化、芸術活動	延べ人数 人／年	実績値	600	502	175
		計画値	968	1,136	1,304
②点字・声の広報発行	実利用者数 人／年	実績値	10	10	8
		計画値	10	10	10
③自動車改造費助成	件／年	実績値	2	3	4
		計画値	6	6	6
④自動車運転免許取得費助成	件／年	実績値	1	2	2
		計画値	2	2	2
⑤重度障害者燃料費助成	件／年	実績値	3,914	3,972	3,960
		計画値	4,188	4,385	4,591
⑥重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成事業	件／年	実績値	2,391	2,857	2,369
		計画値	3,200	3,260	3,320

■事業の見込み■

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①スポーツ、文化、芸術活動	延べ人数 人／年	425	425	425
②点字・声の広報発行	実利用者数 人／年	9	9	9
③自動車改造費助成	件／年	3	3	3
④自動車運転免許取得費助成	件／年	2	2	2
⑤重度障害者燃料費助成	件／年	3,949	3,949	3,949
⑥重度心身障害者福祉タ クシー利用料金助成事業	件／年	2,539	2,539	2,539

【確保の方策】

スポーツ、文化、芸術活動については児玉郡市での共同事業として、委託により実施します。また、点字・声の広報発行事業については、本市単独事業として事業者等に委託して実施します。

(15) 就業・就労支援事業

職親委託制度として、職親として登録されている民間事業者に知的障害のある人に対する生活指導及び技能習得訓練等を委託しています。

【事業の実績と見込み】

事業の実施状況と見込みは以下の通りです。実績をもとに継続して見込みます。

■事業の実施状況■

事業名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (推計値)
知的障害者職親委託制度	箇所	実績値	3	3	3
		計画値	3	3	3

■事業の見込み■

事業名	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
知的障害者職親委託制度	箇所	3	3	3

【確保の方策】

引き続き委託により現状のサービスを維持していきます。

第3節 地域生活支援事業実績と見込み（総括表）

■地域生活支援事業の実績値（総括表）■

事業名		単位	H30	R1	R2 (見込)
(1) 理解促進研修・啓発事業		実施の有無	実施	中止	実施
(2) 自発的活動支援事業		実施の有無	未実施	未実施	実施
(3) 相談支援事業	①相談支援事業	障害者相談支援事業	実施箇所	3	3
		基幹相談支援センター	設置の有無	検討	検討
	②基幹相談支援センター等機能強化事業		実施の有無	実施	実施
	③住宅入居等支援事業		実施の有無	検討	検討
(4) 成年後見制度利用支援事業		件/年	2	1	3
(5) 成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	検討	検討	実施
(6) 意思疎通支援事業	①手話通訳者派遣事業		件/月	9 9	7 6
	②要約筆記者派遣事業		件/年	1	1
	③手話通訳者設置事業		件/年	検討	検討
(7) 日常生活用具給付等事業		件/年	1,693	1,945	1,628
	①介護・訓練支援用具		件/年	6	2
	②自立生活支援用具		件/年	1 2	1 0
	③在宅療養等支援用具		件/年	3	5
	④情報・意思疎通支援用具		件/年	1 7	2 1
	⑤排泄管理支援用具		件/年	1,652	1,906
	⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		件/年	3	1
(8) 手話奉仕員養成研修事業		人/年	3 0	2 0	1 5
(9) 移動支援事業		人/年	1 4	9	9
		時間/年	8 1 7	8 8 2	7 5 4

事業名		単位	H30	R1	R2 (見込)
(10) 地域活動支援センター事業		箇所	3	3	3
		人/年	28	26	30
	① I型(自市町村分)	箇所	0	0	0
		人/年	0	0	0
	② I型(他市町村分)	箇所	1	1	1
		人/年	12	14	2
	③ II型(自市町村分)	箇所	1	1	1
		人/年	16	12	18
	④ II型(他市町村分)	箇所	0	0	0
		人/年	0	0	0
⑤ III型(自市町村分)	箇所	1	1	1	
	人/年	12	14	12	
⑥ III型(他市町村分)	箇所	0	0	0	
	人/年	0	0	0	
(11) 訪問入浴サービス事業		回/年	248	261	264
(12) 日中一時支援事業		人/年	19	29	24
(13) 巡回支援専門員整備(延べ訪問回数)		延べ訪問回数 回/年	117	121	121
(14) 社会参加支援事業	① スポーツ、文化、芸術活動	人/年	600	502	175
	② 点字、声の広報発行	人/年	10	10	8
	③ 自動車改造費補助	件/年	2	3	4
	④ 自動車運転免許取得費補助	件/年	1	2	2
	⑤ 重度障害者燃料費助成	件/年	3,914	3,972	3,960
	⑥ 重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成	件/年	2,391	2,857	2,369
(15) 就業・就労支援事業	① 知的障害者職親委託	箇所	3	3	3

■地域生活支援事業の見込み量（総括表）■

事業名		単位	R 3	R 4	R 5	
(1) 理解促進研修・啓発事業		実施の有無	実施	実施	実施	
(2) 自発的活動支援事業		実施の有無	実施	実施	実施	
(3) 相談支援事業	①相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所	3	3	3
		基幹相談支援センター	実施の有無	検討	検討	実施
	②基幹相談支援センター等機能強化事業		実施の有無	実施	実施	実施
	③住宅入居等支援事業		実施の有無	検討	検討	実施
(4) 成年後見制度利用支援事業		件/年	6	7	8	
(5) 成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	実施	実施	実施	
(6) 意思疎通支援事業	①手話通訳者派遣事業		件/月	8 7	8 7	8 7
	②要約筆記者派遣事業		件/年	1	1	1
	③手話通訳者設置事業		件/年	検討	検討	検討
(7) 日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支援用具		件/年	6	6	6
	②自立生活支援用具		件/年	1 0	1 0	1 0
	③在宅療養等支援用具		件/年	6	6	6
	④情報・意思疎通支援用具		件/年	1 4	1 4	1 4
	⑤排泄管理支援用具		件/年	1, 720	1, 720	1, 720
	⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		件/年	2	2	2
(8) 手話奉仕員養成研修事業		人/年	1 0	2 0	2 0	
(9) 移動支援事業		人/年	1 1	1 1	1 1	
		時間/年	8 8 0	8 8 0	8 8 0	
(10) 地域活動支援センター事業	①自市町村分	箇所	2	2	2	
		人/年	3 9	3 9	3 9	
	②他市町村分	箇所	1	1	1	
		人/年	2 0	2 0	2 0	
(11) 訪問入浴サービス事業		回/年	2 8 8	2 8 8	2 8 8	
(12) 日中一時支援事業		人/年	2 4	2 4	2 4	
(13) 巡回支援専門員整備（延べ訪問回数）		回/年	1 2 1	1 2 1	1 2 1	
(14) 社会参加支援事業	①スポーツ、文化、芸術活動		人/年	4 2 5	4 2 5	4 2 5
	②点字、声の広報発行		人/年	9	9	9
	③自動車改造費補助		件/年	3	3	3
	④自動車運転免許取得費補助		人/年	2	2	2
	⑤重度障害者燃料費助成		人/年	3, 948	3, 948	3, 948

事業名		単位	R 3	R 4	R 5
	⑥重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成	人／年	2,539	2,539	2,539
(15)就業・就労支援事業	①知的障害者職親委託	人／年	3	3	3

第4章 障害児支援事業

第1節 障害児通所支援

(1) 各種サービスの概要

障害児通所支援サービスに含まれる各サービスの内容は以下の通りです。

■サービスの内容■

サービス名	サービスの内容
①児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の支援を行うサービスです。
②医療型児童発達支援	児童発達支援と治療を行うサービスです。
③放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
④保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障害のある子どもが、障害のある子ども以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援などを行うサービスです。
⑤居宅訪問型児童発達支援	平成30年度から開始されたサービスで、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

(2) サービス量の実績

第1期計画における障害児通所支援サービスの実績は以下のとおりです。

■サービス量の実績■

サービス	単位	実績		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計値)
児童発達支援	延べ利用日数 (人日/月)	165	159	296
	利用者数 (人/月)	27	20	37
医療型児童発達支援	延べ利用時間数 (時間/月)	0	0	0
	実利用者数 (人/月)	0	0	0
放課後等 デイサービス	延べ利用日数 (人日/月)	1,850	2,179	2,891
	利用者数 (人/月)	125	163	148
保育所等訪問支援	利用者数 (人/月)	1	2	0
居宅訪問型 児童発達支援	延べ利用日数 (人日/月)	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置人数	配置人数 (人)	0	0	0

(3) 見込み量の考え方

計画期間におけるサービス量の見込みは以下のとおりです。医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援については、実績がなく事業所も近隣に少ない状況ですが一定の需要が有るものとして計画します。また、医療的ケア児に対する支援のための、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置や発達障害の支援事業の実施を目指します。

■サービス量の見込み■

サービス	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	延べ利用日数 (人日/月)	320	352	384
	平均利用者数 (人/月)	40	44	48
医療型児童発達支援	延べ利用時間数 (人日/月)	1	1	1
	平均利用者数 (人/月)	1	1	1
放課後等 デイサービス	延べ利用日数 (人日/月)	3,296	3,456	3,616
	平均利用者数 (人/月)	206	216	226
保育所等訪問支援	延べ利用日数 (人日/月)	2	3	4
	平均利用者数 (人/月)	2	3	4
居宅訪問型 児童発達支援	延べ利用日数 (人日/月)	1	1	1
	平均利用者数 (人/月)	1	1	1
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置人数	配置人数 (人)	1	1	1

【確保の方策】

今後も専門的な知識・技術を有する民間事業者による適切なサービスの確保を図るとともに、各関係機関との連携によるサービスの情報提供に努めます。

第2節 障害児相談支援

(1) サービスの概要

障害児相談支援に含まれる各サービスの内容は以下のとおりです。

■サービスの内容■

サービス名	サービスの内容
障害児相談支援	障害のある子どもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

(2) サービス量の実績

第1期計画における障害児相談支援サービスの実績は以下のとおりです。

■サービス量の実績■

サービス	単位	実績		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計値)
障害児相談支援	平均利用者数 (人/月)	7	9	24

(3) 見込み量の考え方

サービスの見込み量は以下のとおりです。さらに効果的な支援を実施するため相談支援導入率の向上を図ります。

■サービス量の見込み■

サービス	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	平均利用者数 (人/月)	34	41	50

【確保の方策】

今後も専門的な知識・技術を有する民間事業者による適切なサービスの確保を図るとともに、各関係機関との連携によるサービスの情報提供に努めます。

参考資料

策定体制

○本庄市障害者施策推進協議会条例

平成30年12月27日

条例第31号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）第36条第4項の規定に基づき、市長の附属機関として、本庄市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第36条第4項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画に関し、同条第10項の規定により、市長に意見を述べること。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画に関し、同条第10項の規定により、市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者
- (2) 障害者又は障害児の家族又は保護者
- (3) 障害者福祉に関して識見を有する者
- (4) 社会福祉団体の関係者
- (5) 市議会議員

- (6) 公募による市民
 - (7) 関係行政機関の職員
- (任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までとする。

(準備行為)

3 第3条第2項の規定による協議会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。

(本庄市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 本庄市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年本庄市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表地域包括支援センター運営協議会委員の項の次に次のように加える。

障害者施策推進協議会委員	日額	6,200円
--------------	----	--------

第一次本庄市障害者施策推進協議会 委員名簿

(敬称略)

No.	役職	氏名	性別	団体名	選出区分
1	会長	矢野間 規	男	本庄市議会	5号
2	副会長	種 村 朋 文	男	本庄市身体障害者福祉会	1号
3	委員	金子 千賀子	女	本庄市児玉郡広域聴覚障害者福祉協会	1号
4	委員	小淵 八千代	女	本庄保健所管内精神障害者を守る会 双葉会	2号
5	委員	飯島 博二	男	本庄ひまわり親の会	2号
6	委員	内田 晶子	女	埼玉県立本庄特別支援学校PTA	2号
7	委員	新井 由美	女	特定非営利活動法人 古太萬の会	3号
8	委員	相川 優美	女	特定非営利活動法人 児玉郡市障がい 者就労支援センター	3号
9	委員	小谷野 猛	男	社会福祉法人 はなわ福祉会	3号
10	委員	五月女 尚史	男	社会福祉法人 本庄ひまわり福祉会	3号
11	委員	川瀬 京子	女	本庄市民生委員・児童委員協議会	4号
12	委員	山下部 勝	男	社会福祉法人 本庄市社会福祉協議会	4号
13	委員	高崎 ま里子	女	一般公募	6号
14	委員	畠山 絵里	女	一般公募	6号
15	委員	栗原 理恵	女	熊谷公共職業安定所本庄出張所	7号
16	委員	松本 均	男	埼玉県北部福祉事務所	7号
17	委員	水上 成人	男	埼玉県本庄保健所	7号
18	委員	小松 文	女	埼玉県立本庄特別支援学校	7号

策定経過

月 日	内 容
令和2年 2月5日（水）	第1回本庄市障害者施策推進協議会 諮問 策定スケジュール等確認
9月4日（木）	市内障害福祉事業所へ調査実施 サービス提供状況の実態 受入状況・利用希望の実態
令和3年 1月8日（金）	第2回本庄市障害者施策推進協議会 素案の策定
2月3日（水） ～3月4日（木）	パブリックコメント実施 意見書提出2人
3月22日（月）	市長答申

**第6期本庄市障害福祉計画
第2期本庄市障害児福祉計画**

令和3年3月

発行 **本庄市**

編集 **本庄市福祉部 障害福祉課**

〒367-8501 本庄市本庄3-5-3

電話 0495(25)1125

FAX 0495(23)1963

E-mail syougai@city.honjo.lg.jp